

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年3月8日（金） 午後1時50分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・白井主査
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時50分 閉会 午後2時37分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年3月8日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 皆さん、お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、はじめに、議案第 8 号「令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算書では 247 ページから、また予算説明資料では、32 ページから 33 ページにお示しをしている通りでありまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 それでは予算書 250 ページから 251 ページ、第 1 款「国民健康保険料」第 1 項「国民健康保険料」第 1 目「一般被保険者国民健康保険料」についてであります。平成 30 年に国民健康保険は制度改革が行われており、財政運営の責任主体が県に移行したことによって、県全体の医療費、つまり保険給付費などの見込み費用に対して、各市町の被保険者数、世帯数、所得金額のシェアで按分したものが県へ納める国保事業費納付金となっております。県に納付する国保事業費の納付金をもとに算出される標準保険料率を参考に、各市町が保険料率を決めるようになっておりましたが、本市の令和 4 年度の保険料率というのをお尋ねしたい。

松永総合窓口課長 県が示しております、令和 4 年度の本市標準保険料率は、現行の保険料率に対して、所得割はマイナス 1.74%、均等割はプラス 7,734 円、平等割はマイナス 6,821 円となっており、1 人当たりの軽減後保険料は標準保険料率では 9 万 3,494 円、本市の新年度予算においては 9 万 5,187 円となり、本市保険料率が 1,693 円上回っております。なお、令和 4 年度当初予算においては、現行の保険料水準で推計した予算額では、県に納付いたします国保事業費納付金に、3,300 万円の財源不足が生じる見込みのため、基金からの繰入金を計上しております。

林委員 令和 4 年度ですね、今の料率に基づいて保険料を算定するにあたって、一般被保険者の見込み世帯数 5,178 世帯、一般被保険者見込み数を 7,655

人としておりますけれども、この被保険者の平均所得及び1世帯並びに1人当たりの平均保険料、それから所得に占める保険料負担率を確認したいと思えます。お尋ねします。

大田保険管理課長 令和4年度の保険料算出に用いた国保加入世帯の平均所得は79万1,651円、1世帯あたりの平均保険料は14万1,661円、1人当たりの平均保険料は9万5,187円、所得に占める保険料負担率は17.89%でございます。これらの数値は令和3年12月時点の賦課台帳を基本に算出しております。

田中委員 県全体の医療費の動向が各市町の保険料負担へ影響することになっておりますが、令和4年度の保険料の算定にあたり、本市を含む医療費の動向はどうなっているのか、お伺いいたします。

安藤保険管理班主査 外来及び入院の1人当たり医療費について、令和2年度、本市は県や国よりも高くなっており、令和3年6月から令和4年2月までの9か月分の集計値から算出した令和3年度においても同様の傾向となっております。また、外来の1日当たり医療費について、令和2年度及び令和3年度は県や国よりも高くなっておりますが、入院の1日当たり医療費については、令和2年度及び令和3年度ともに県や国よりも低くなっております。

田中委員 予算書260、261ページ、第1款「総務費」第1項「総務管理費」第1目「一般管理費」について、増額の理由をお伺いいたします。

大田保険管理班長 一般管理費につきましては、職員の育児休暇明けに伴い、職員人件費が増額したことと、また、老朽化した庁用リース車のリース期間満了に伴いまして、庁用備品として庁用車を1台購入することが増額した主な理由でございます。

田中委員 同じく、同款、同項、同目の説明コード900一般管理費の庁用備品の積算根拠をお伺いいたします。

大田保険管理班長 庁用備品128万2,000円につきましては、平成23年よりリース契約している庁用車が令和4年9月で契約が終了し、老朽化したことに伴い、庁用車、軽自動車のバン1台を購入するものでございます。

田中委員 同款、第2項「徴収費」第1目「賦課徴収費」の財源内訳の特定財源、国県支出金が令和3年度予算に比べますと134万円の増額になっている理由をお伺いいたします。

大田保険管理班長 賦課徴収費の特定財源、国県支出金につきましては、252ページ、253ページの歳入第5款「県支出金」第1項「県補助金」第1目「保険給付費等交付金」第2節「特別交付金」の県繰入金2号分でございます。賦課徴収費の庁用備品の庁用車の購入が交付対象となりますことから、特定財源は増額になっております。

田中委員 予算書262、263ページ。第2款「保険給付費」第1項「療養諸費」

第1目「一般被保険者療養給付費」説明資料32ページによりますと、一般被保険者見込み世帯数、見込み者数ともに、令和3年度より減少の見込みですが、事業費は増額となっている理由をお伺いいたします。

安藤保険管理班主査 被保険者の高齢化や、医療の高度化により、1人当たりの医療費の伸びが予想されるため、事業費は増加する見込みであります。

林委員 予算書272ページから273ページ。第6款「基金積立金」第1項「基金積立金」第1目「国民健康保険基金積立金」について、お尋ねをいたします。先ほど冒頭の私の質疑で、現行の保険料水準で推計した予算額で県に納付する国保事業費納付金に3,300万円の財源不足が生じる見込みのため、基金から繰入金を計上したというふうなご説明がありました。そこで、こういうことを踏まえて、令和4年度末の基金残高見込みというのをお尋ねしたいと思います。

松永総合窓口課長 令和3年度末の基金残高見込み額が3億5,586万4,603円で、令和4年度では先ほど申し上げました3,300万円の取り崩しと預金利息1,000円の積み立てを予算計上しておりますことから、令和4年度末の残高は3億2,286万5,603円となる見込みでございます。

ひさなが委員 3月の補正予算の時にこの基金の繰入金は全額を落とされていると思います。繰越金も、しかるべきタイミングで基金に入れていかれるとお伺いしているんですけども、これどんどん額が増えていって、どういうものに今後充てられていくようになるのでしょうか。

松永総合窓口課長 この基金は、国保事業の財政調整に伴うものだというふうに、いわば貯金という形のものであるんですけども、医療費の動向等を見まして、国保事業に不足が生じる場合などに補填する財源ということで充てていく予定ではありますが、今後収支等で繰越金等が発生いたしましたら、計画的に積み立てるとか、あと保険料が高くなるのを抑えるためとかそういった時に計画的に使えるようにというふうには考えております。

林委員 それでは、予算書254ページから255ページ、第7款「繰入金」第1項「他会計繰入金」第1目「一般会計繰入金」に関し、令和4年度予算における一般会計から国保会計の法定外の繰り入れ予定額と、こういった場合にこの法定外すなわち基準外の繰り入れが行われるのか、お尋ねいたします。

大田保険管理班長 本市におきましては、負担軽減対策分として福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金減額の一部に対しまして繰り入れを行っておりまして、令和4年度予算では1,842万3,000円を予定しております。その他の法定外繰入の例といたしましては、独自で保険料の軽減を行う場合などがございます。

田中委員 コロナ禍における保険料の徴収猶予等、令和4年度の予算にはどういうふうに反映されているのか、お伺いいたします。

大田保険管理班長 令和4年度におきましては、コロナ禍の影響による制度は

ございませんが、傷病手当金につきましては、感染療養のために労務に服することができない場合の支給対象期間を令和 4 年 6 月 30 日までに延長しております。なお、傷病手当金における令和 4 年度予算対応につきましては、予算要求時点では対象期限が令和 4 年 3 月 31 日までであったことと、また、令和 3 年度において支給実績がなかったことから予算計上はしておりません。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたりご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それではただいま議題となっております、議案第 8 号「令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。皆さんご承知のように、健康保険組合や、共済組合などの職域保険に加入している人や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の対象となる人などを除く、すべての人は国民健康保険の加入者、つまり被保険者となります。具体的には自営業の人、農業や漁業などに従事している人、退職して職場の健康保険などを辞めた人、パートやアルバイトで職場の健康保険に加入していない人や年金生活の人などが加入しております。今コロナ禍に加えて、貧困と格差が広がる下、本市をはじめ市町村が運営する国民健康保険事業に対し、全国知事会や全国市長会など地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造問題だと指摘しており、これを解決するためには公費投入、国庫負担を増やすなどして、国保料を引き下げることの繰り返し国に要望しております。令和 4 年度当初予算では、1 世帯あたりの平均保険料や、1 人あたりの平均保険料、所得に占める保険料負担率は、令和 3 年度当初予算の保険料算出に用いる数字をいずれも上回っておりますが、国に対しては市長会を通じて引き続き国庫負担の補助率を上げるよう求めていると思います。また、市としても、保険料軽減のために、一般会計から法定外の繰り入れとともに、保健事業や医療費適正化など、さらなる取り組みを進め、あわせて健康づくりの充実を図るよう求めるものであります。そのことを申し上げまして、議案第 8 号に対する意見とします。なお、本議案と関連する議案第 11 号及び議案第 29 号については、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押し付ける稀代の悪法である後期高齢者医療制度を廃止すべきであり、その予算化である議案第 11 号及び賦課限度額を引き上げ、被保険者に負担増を迫る議案第 29 号についても同様であることを申し添えております。

中平委員長 他にご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案の通り決

定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 8 号は原案の通り可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

光永健康福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、予算書では 293 ページから、また予算説明資料では 34 ページから 35 ページにお示ししており、また、一部事業の廃目については、一般会計で説明したとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 予算書 296 から 297 ページ、第 1 款「保険料」第 1 項「介護保険料」に関して伺います。令和 4 年度予算における介護保険料及び利用料の減免対象見込み者数と、減免基準をお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 令和 4 年度予算における介護保険料については、令和 3 年 10 月 1 日時点の所得段階構成比率をもとに、令和 4 年度の所得段階別人数を推計した後、低所得者保険料軽減対象分と普通徴収の収納率を加味して算出しております。令和 4 年度予算における保険料の減免については見込んでおらず、減免基準については、長門市介護保険料条例等で規定する、災害、失業等を理由とする減免及び介護保険法に規定する施設収監者に対する減免があります。また、令和 4 年度予算における利用料の減免については、低所得者利用料減免措置として、社会福祉法人が利用者に対して食費、居住費、サービス利用料の一部を減免した場合に、事業所における減免の割合が利用料収入の一定割合を超えた場合、社会福祉法人に対して補助を行います。令和 4 年度については、1 施設 4 人の利用を見込んでおりますが、近年補助の実績はございません。

吉津委員 国の低所得者の軽減に向けた財政措置というのはどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

入野高齢福祉課長 介護保険料減免に対する直接的な財政支援はありません。また、利用料減免に対する国の直接的な財政措置はありませんが、社会福祉法人利用料減免などの減免措置に対する、県による財政措置を受けることができます。

吉津委員 収入や資産が少ない家庭などを対象に、介護保険施設を利用する場合、食費と住居費に対する負担限度額認定制度があります。令和 3 年度 2 月末現在の実績と令和 4 年度における見込み者数はどのようなになっているのかをお伺いします。

河村介護支援班長 2 月末は集計中であるため、1 月末現在の実績となりますが、総認定者数が 464 人となります。令和 3 年 8 月に負担限度額認定の見直しが行

われたため、8月の更新時には対象者数が50人程度減少いたしました。新規申請による増加等を考慮し500人程度を見込んでおります。

林委員 令和3年度の2月末現在で介護保険料の滞納者及び滞納額というのはどうなっているのか、そしてこの滞納が解消できない場合はどういったペナルティとなるのか、確認いたします。

河村介護支援班長 2月末現在の滞納者は、現年度分が70人、161万8,890円で、過年度分が80人、644万3,334円となっております。介護保険料に滞納がある場合は、介護サービスを利用される際に保険給付の一時差し止め、支払い方法を償還払いに変更、給付制限といたしまして、給付額減額の措置を行うこととなります。一時差し止めにつきましては、保険給付を一時差し止めることで、滞納保険料の納付を促します。償還払いにつきましては、保険給付部分を含めた利用料の10割を一旦利用者が負担し、後日利用者からの請求により保険給付部分を支給します。給付額減額につきましては、本来自己負担割合に応じて、9割から7割を保険給付するところを、7割または6割に給付額を減額いたします。この減額措置につきましては、徴収権が消滅し納付ができない保険料がある場合に適用されます。

上田委員 予算書の306、307ページです。第2款「保険給付費」第1項「サービス等諸費」に関してですが、介護サービスを受けるには原則1割の自己負担が必要であります。前年度の所得に応じて自己負担率が2割あるいは3割になりますが、令和4年度予算における対象見込み者数をお尋ねいたします。

河村介護支援班長 予算編成時におきましては、実績額から予算を調製いたしますので具体的な人数は見込んでおりませんが、令和3年8月の負担割合証更新時の人数につきましては、1割負担者が2,646人、2割負担者が92人、3割負担者が41人となっており、この割合をもとに令和4年度認定者数の見込み人数2,747人を按分いたしますと、1割負担者が2,615人、2割負担者が91人、3割負担者が41人となります。

上田委員 同じく予算書306、307ページ、第2款「保険給付費」第2項「介護予防サービス等諸費」に関して、令和4年度予算における要支援1、2の予防給付サービスが受けられる対象見込み者数及び予防給付サービスの内容をお伺いいたします。

河村介護支援班長 令和3年12月審査における介護予防サービスの受給者数は271人となっております。予算編成時におきましては、実績額をもとに予算額を算出するため、具体的な人数は見込んでおりませんが、令和2年度決算及び令和3年度決算見込みを踏まえ、介護予防サービス等諸費の対前年度比396万6,000円を増額しているところです。介護予防サービスの内容につきましては、訪問介護や通所リハビリテーション、福祉用具貸与や住宅改修などの居宅サー

ビスのほか、認知症対応型共同生活介護や、認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスがあります。

上田委員 要支援者のほかに、基本チェックリストによる事業対象者数はどうなっておりますでしょうか。

河村介護支援班長 基本チェックリストによる審査で対象となる事業対象者の申請件数は、平成 28 年度の制度開始当初、既存の事業からの移行者が 95 人、それを含めまして 166 人となっております。令和 3 年度につきましては、令和 4 年 1 月末までに 29 人の申請を受け付け、訪問型サービスまたは通所型サービスのみの利用手続きが早期に対応でき、予防に資するサービス利用となるよう対応しているところです。なお、令和 4 年 1 月末の総合事業対象者数は 134 人となっております。

上田委員 予算書の 312、313 ページです。第 3 款「基金積立金」第 1 項「基金積立金」第 1 目「介護給付費準備基金」について、令和 4 年度末の基金残高見込み額をお伺いいたします。

河村介護支援班長 令和 3 年度末の基金残高見込みにつきましては、4 億 894 万 7,327 円で、令和 4 年度で預金利子 1,000 円の積み立てを予算計上しておりますことから、令和 4 年度末の基金残高見込み額は、4 億 894 万 8,327 円となりますが、実際には預金利子と運用益金を合わせて 50 万円程度と令和 3 年度の第 1 号保険料の不足、または余剰金を精算した金額が令和 4 年度末の基金残高となります。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 10 号全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 10 号「令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。介護保険料については、介護保険事業計画と老人福祉計画を合わせた、第 8 次長門市高齢者健康福祉計画において、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の標準月額保険料が据え置かれておりますが、こうした市の姿勢は大いに評価をしているものであります。本市が国の示した方針に基づいて、世帯の所得状況に応じた 10 段階で保険料が設定されておりますけれども、保険料を滞納すればサービス利用時にペナルティが課せられ、必要な介護が受けられないことに繋がることから、他市の事例にもあるように、さらなる細分化で累進性を強めるなど、払える保険料にすべきだと考えます。また、保険料利用料の減免についても高齢者の暮らしの実態に応じて負担軽減ができるようにする必要があります。介護保険制度の構造上の問題を認識しておりますけれども、国が決めたことに追随するのではなく、一人ひとりの高齢者が必要とする介護

を保障する制度とするためにも、国に対して財政負担を求めるとともに安心して介護が受けられるように、市としての独自支援を進めるべきだと考えるものであります。そのことを申し上げまして、議案第 10 号に対する意見とします。

中平委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

中平委員長 次に、議案第 11 号「令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計につきましても、予算書では 329 ページから、また予算説明資料では 36 ページにお示ししているとおりでございまして、特に補足説明のほうはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 お疲れ様です。予算書 332 ページ、333 ページ、第 1 款「後期高齢者医療保険料」、第 1 項「後期高齢者医療保険料」について、令和 4 年度の保険料算定においては被保険者見込み数 7,581 人、特別徴収分 3 億 8,118 万 5,000 円、普通徴収分は 1 億 7,421 万 4,000 円となっておりますが、前年度に比べて、ともに増額計上となっております。この要因及び山口県後期高齢者医療広域連合の被保険者 1 人当たり保険料の賦課額はどうかお伺いいたします。

松永総合窓口課長 保険料の増額理由につきましては、団塊の世代の方々が今年から 75 歳に到達されることから、後期高齢者医療制度に移行されるため、被保険者数が増加することが主な要因と考えられます。また、被保険者 1 人当たりの保険料賦課額は、山口県後期高齢者医療広域連合からの資料によりますと、7 万 5,029 円となっております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかにご質疑はございませんか。

田中委員 病院などを受診した際の窓口で支払う自己負担額というのは 1 割ですけれども、所得に応じて窓口の負担割合が変わります。令和 4 年度のそれぞれの対象見込み者数、これはどうなっているのかお伺いいたします。

安藤保険管理班主査 令和 4 年 1 月末時点では、被保険者の数は 7,631 人で、そのうち 3 割負担の対象者の数は 237 人です。また、令和 4 年 10 月より始まります、窓口負担割合 2 割の対象者の数は 1,152 人です。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかのご質疑はありますか。

田中委員 低所得者の保険料を軽減する措置がありますが、令和 4 年度も同様

の措置がとられるのかお伺いいたします。

大田保険管理班長 軽減措置は、世帯の所得状況に応じて均等割額の軽減が行われます。軽減内容は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定され、7割、5割、2割の軽減が行われます。

田中委員 保険料の納付手続きをお伺いいたします。

大田保険管理班長 保険料の納付方法は、普通徴収と特別徴収の2通りとなっております。普通徴収は、納付書または口座振替による納付でございまして、特別徴収は年金からの天引きによる納付でございます。また、特別徴収となる条件といたしましては、受給する公的年金が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合となっております。

田中委員 保険料の滞納者には、有効期間が半年間の被保険者証の交付と、限度額認定証が交付されていないと思います。制度として資格証明書の交付ができるが、県広域連合としては交付をしていないと、その理由をお伺いいたします。

大石総合窓口課長補佐 資格者証明書の交付につきましては、平成21年10月26日に厚生労働省より、後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について通知がございまして、被保険者が特別な事情がなく保険料を滞納している場合、納付相談等の交渉機会を確保するために資格証明書を交付する仕組みを設けておりますが、運用については高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針としております。従いまして、県広域連合におきましても国の方針に沿った厳格な運用が徹底されております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第11号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員の入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 14 : 31 —

— 再開 14 : 32 —

中平委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 16 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 議案第 16 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 3 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明のほうはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置について、国及び県の財政支援の具体的な内容を伺います。

大田保険管理班長 未就学児に係る被保険者均等割の軽減分につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 の割合で負担いたします。

中平委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 16 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 29 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 議案第 29 号の条例改正につきましては、別添の追加議案参考資料 1 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 賦課限度額の引き上げに伴う対象者数の見込みをお伺いいたします。

大田保険管理班長 令和 3 年度の世帯数、被保険者数をもとに試算したものでございますが、現在限度額に該当される方は 57 世帯 153 人となります。そのうち、賦課限度額が医療分で 65 万円の分をカウントいたしますと、影響する世帯は 54 世帯 143 人となります。

田中委員 その賦課限度額の引き上げに伴う影響額をお伺いいたします。

大田保険管理班長 影響額といたしましては、この世帯が令和 4 年度も同じ所得だと仮定いたしますと、54 世帯掛ける 3 万円分の増になった部分で、162 万円が国民健康保険料として増額されると予想されます。

中平委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 29 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 14 : 37 —